

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依

頼等の届出に関する規則の一部を改正する規則

徳島県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則（規則一 七）の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。